

卷頭言

増加する大量無差別的犯行に 社会はどう向き合うのか

会長 山崎 學



令和3年12月に大阪市北区曾根崎新地のビルの精神科クリニックが放火され25人が死亡した事件は、同月30日に意識不明の状態で死亡した谷本盛雄容疑者が用意周到に犯行を計画し、自ら炎の中に向かっていった疑いが防犯カメラ映像から明らかになった。

多くの自殺念慮は自責的思考に起因するが、この事件では強い自殺願望から他人を道連れにする「拡大自殺」による犯行と考えられ、自殺願望が他責的思考に結びついて大量無差別的犯行に驅り立てたと分析する専門家もいる。

平成13年の大阪教育大附属池田小学校事件、平成20年の秋葉原無差別殺傷事件、平成28年の相模原障害者施設殺傷事件、平成30年の東海道新幹線車内殺傷事件といった不特定多数の人間を対象とした大量無差別殺傷事件が引き起こされており、その都度、医療観察法制定、精神保健福祉法改正等が行われてきたが、2017年に精神保健福祉法改正案は国会の審議で通過しないで廃案になったままである。今回の精神科クリニックの放火事件では精神科医療関係者を中心に診療体制の防火・防犯設備再点検、精神障害者に対するいわれなき社会的偏見助長が危惧されている。

昭和49年に改正刑法草案が公表され、欧米では当たり前の精神障害者向けの「治療処分」と薬物中毒者に対する「禁絶処分」からなる保安処分が提案されたが、戦前の治安維持法の悪夢から日本精神神経学会、日弁連、患者団体から国家権力による人権侵害、政治的弾圧の恐れがあると強い反対があり、日の目を見ることはなかった。その後も相変わらず犯罪を犯した可能性がある精神障害者に対しては刑法第39条の心身喪失・心身耗弱規定により不起訴処分になると、精神保健指定医2名による診察を行い措置入院で入院させるといった運用が行われてきたところである。

しかし、平成13年の附属池田小学校事件を契機に法整備が検討され、平成15年医療観察法が制定された。池田小学校事件で逮捕された宅間 守元死刑囚は、池田小学校事件を起こすまでに15度の逮捕歴を含む12件に前科前歴があった。昭和60年強姦（現在の強制性交）容疑で逮捕されて懲役3年の実刑判決を受けて服役し、平成10年には元妻を殴り、翌11年には用務員として勤務していた小学校で同僚に精神安定剤入りの茶を飲ませて、いずれも傷害容疑で逮捕されて

いる。しかし高校時代に精神科を受診して20年間で7ヵ所の病院で治療を受けて精神障害者手帳を取得しており、統合失調症の診断歴から薬物混入事件でも措置入院とされた。しかし、入院先の医師が統合失調症を否定して1ヵ月で退院し、4ヵ月後に住居侵入容疑で逮捕されるが、精神障害を理由に不起訴になっている。しかし附属池田小学校事件では人格障害の診断で完全責任能力が認められ、2年後に極刑が言い渡されている。

平成28年に起きた相模原障害者施設殺傷事件の植松 聖死刑囚も同年2月14、15日に衆議院議長公邸に「障害者総勢470名を抹殺できます」と書いた手紙を持参し、同月19日措置入院し、「大麻精神病」と診断されたが、12日後の3月2日精神症状が改善したとして措置入院が解除されて退院し、7月26日に障害者施設で大量殺傷事件を起こしている。

一方、医療觀察法は①殺人 ②放火 ③強盗 ④強制性交 ⑤強制わいせつ ⑥傷害の6罪名行為に限定され、しかも国会の審議過程で「治療可能性のある患者」に限定され、犯罪の危険性のある人格障害への適応についてはあいまいなままとなっている。

平成13年、附属池田小学校事件の宅間 守元死刑囚、平成16年、奈良小1女児殺害事件の小林 薫元死刑囚、平成27年、寝屋川市中1男女殺害事件の山田浩二死刑囚に見られる反社会性・非社会性人格障害、平成20年、茨城9人連続殺傷事件の金川真大元死刑囚の自己愛性人格障害、平成30年、東海道新幹線内の男女3人殺傷事件の小島一朗受刑者に見られる猜疑性人格障害といった人格障害者の犯罪に対して司法、行政、精神科医療関係者が精神障害者的人権を担保しながら、一方で社会秩序を維持する方策を至急検討することを提案するものである。